

重要事項説明書（居宅介護支援）

当事業所が提供する居宅介護支援の内容に関して、あなたに説明する重要な事項は、次のとおりです。

サービスの目的

指定居宅介護支援サービスは、介護を必要とする方が、居宅において日常生活を営むために必要な指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、介護を必要とする方等の依頼を受けて、利用者の心身の状況に応じた、また、ご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」を作成するとともに、その計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、連絡調整或いは指定居宅介護支援サービス事業者を紹介する等の便宜の提供を行うものです。

1 事業所の概要

(1) 名称及び所在地等

名 称	指定居宅介護支援事業所 訪問看護 S/T 清水
所 在 地	〒424-0842 静岡市清水区春日一丁目 2 番 12 号 春日マンション 1 階
管 理 者 氏 名	川原 有見子
介護保険事業所番号	2263290013
指 定 年 月 日	平成 11 年 11 月 1 日
通常の事業実施地域	静岡市清水区
交 通 の 便	市立病院線(236) 桜橋駅前下車徒歩 1 分
第三者評価の実施の有無	無

(2) 事業所を経営する法人の概要

法人種別及び名称	公益社団法人静岡県看護協会
代表者職氏名	会長 松本 志保子
所 在 地	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14 番 25 号 エスペティオ 3 階
電 話 番 号	054-202-1750
定款に定める事業(抄)	(4) 在宅ケアの推進及び支援に関する事業
事 業 所 数	4 事業所

(3) 職員の概要

介護支援専門員の人数は、介護保険関係法令に定める基準を下回らないものとする。

区分	職員数
管理者	1
介護支援専門員	1 以上
事務職員	1

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日、1月2日・3日）は除く。
営業時間	営業日の午前9時から午後5時まで

(5) 通常の事業の実施地域

清水域（この地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。）

2 居宅介護支援の概要

(1) 当事業所は、要介護者等が必要とする指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて「居宅サービス計画」を作成するとともに、その計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア サービスの利用にあたっては、電話でお申ください。当事業所の職員がご自宅に伺います。

契約を締結した後、サービスの開始します。

イ 入院時には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお伝えいただくようお願いします。

(2) サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じます。

(3) 介護支援専門員の変更

やむを得ない事由により介護支援専門員を変更する場合は、サービスの提供に支障をきたさないよう十分配慮します。

4 利用料金

要介護として認定された方は、自己負担はありません。

ただし、被保険者証に支払方法変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、要介護度に応じて介護保険各法に定める基本単位の利用料を負担していただきます。この場合、当事業所がサービス提供証明書を発行しますので、後日被保険者証を発行した市町の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

(1) 基本単位

基本単位利用料 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数が40未満である場合

要介護1・2 1,086単位／月

要介護3・4・5 1,411単位／月

※静岡市清水区は地域区分「6級地」であるため、上記の単位に10.42を乗じて得た額。

(2) その他の加算

ア 初回加算

新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上への変更認定を受けた場合、300単位／月を加算

イ 入院時情報連携加算（I）

当該病院又は診療所の職員に対して入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合、250単位／月を加算

ウ 入院時情報連携加算（Ⅱ）

当該病院又は診療所の職員に対して入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合、200単位／月を加算

エ 退院・退所加算（1）イ

入院・入所期間を経た後の、退院・退所に当って入所施設等との連携を1回図った場合、カンファレンス参加 無 450単位／回

オ 退院・退所加算（1）ロ

入院・入所期間を経た後の、退院・退所に当って入所施設等との連携を1回図った場合、カンファレンス参加 有 600単位／回

カ 退院・退所加算（2）イ

入院・入所期間を経た後の、退院・退所に当って入所施設等との連携を2回図った場合、カンファレンス参加 無 600単位／回

キ 退院・退所加算（2）ロ

入院・入所期間を経た後の、退院・退所に当って入所施設等との連携を2回図った場合、カンファレンス参加 有 750単位／回

ク 退院・退所加算（3）

入院・入所期間を経た後の、退院・退所に当って入所施設等との連携を3回図った場合、カンファレンス参加 有 900単位／回

ケ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行って、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合、200単位／回（1月2回まで）

コ 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 50単位／月

（3）交通費

通常の事業の実施地域である場合は、無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、次の交通費実費を負担していただきます。

事業所の通常の事業の実施地域と隣接地域との境界線を起点として	片道1キロメートル未満	200円
	片道1キロメートル以上	300円

（4）支払方法

利用料金は、その都度お支払いいただきます。

5 サービスの終了

（1）あなたの申し出によりサービスを終了する場合

あなたが当事業所へ文書で通知することにより、いつでも契約を解約できます。ただし、次の場合は解約料金をいただきます。

区分	解約料金
ア 契約後、居宅サービス計画の作成中で、あなたからの 申出により解約する場合 (市町へ居宅サービス計画を届け出た後に、あなたの申出 により解約する場合には、解約料はいただけません。)	要介護度別的基本単位 料金
イ その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせた 場合	アに準じた解約料金

(2) 当事業所の申し出によりサービスを終了する場合

- ア 介護支援専門員の不足などのやむを得ない事情により、サービスの提供を終了さ
せていただく場合があります。この場合は、終了1か月前までに文書をもってあな
たに通知するとともに、この地域の他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要
な情報を提供します。
- イ あなたやご家族の方などが、当事業所或いは当事業所の介護支援専門員に対して、
この契約を継続し難いほどの
 • 暴行、傷害による身体的な攻撃
 • 脅迫・名誉毀損・屈辱・ひどい暴言による精神的な攻撃
 • 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、業務の妨害による過大な
要求
 • 当事業所の介護支援専門員の私的なことに過度に立ち入ることの個の侵害等のパ
ワー・ハラスメント、又は、セクシアル・ハラスメントを行い警告したにもかかわらず
中止せず、信頼関係が破壊に至ったときは、文書で通知することにより、直ちに
この契約を解約することがあります。

(3) サービスの自動終了

次の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了します。

- ア あなたが介護保険施設等に入所等した場合
イ あなたの要介護認定区分が、介護保険の非該当（自立）又は支援と認定された場合
ウ あなたが被保険者資格を喪失されたとき又は亡くなられた場合

6 サービス提供にあたっての留意事項

(1) プライバシーの遵守

当事業所は、介護支援専門員その他の職員（職員であった者を含む。）が取り扱う個人情報について、正当な理由がないにもかかわらず、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしません。

また、利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ない限り、他機関等への情報提
供は行いません。

(2) 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を講じると
ともに、速やかにご家族及び市町等に連絡します。

(3) 災害発生時の対応

居宅介護支援の提供を行うについて、次の各号の一に該当するときは、居宅介護支
援の提供は行いません。

- ア 気象庁から気象に関する警報が発令されたとき
イ 気象庁から東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたとき

- ウ 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断したとき
- エ 当事業所が災害に遭い、居宅介護支援の提供ができないとき
- オ 居宅介護支援専門員が災害に遭い、居宅介護支援の提供が困難になったとき

(4) 感染症対策

- 当事業所は、感染症対策に関する指針に基づき、感染症対策を講じます。
- ア 感染症対策委員会を年2回定期開催します。
- イ 感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的に実施します。

(5) ハラスメント対策

- 当事業所は、ハラスメントに関する指針に基づき、ハラスメント対策を講じます。
- ア 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- イ 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

(6) サービスの質向上の方策

- 介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を確保します。

7 保有個人データの開示

当事業所は、利用者又はその家族の保有個人データについて、利用者又はその家族より開示の申出がある場合には保有個人データの全部又は一部を開示することができます。

また、開示は利用者又はその家族の同意が必要で、書面の交付による方法とします。

8 サービス等に対する相談、苦情

当事業所の提供するサービスその他についての相談或いは苦情などを承ります。

サービスの内容に関すること、介護専門員に関すること又は利用料金に関することなど、お気軽にお申し出ください。

担当者 管理者 川原 有見子

電話番号 054-355-1511

F A X 054-355-1515

ご利用時間 午前9時から午後5時まで

なお、苦情受付窓口として下記の機関等がありますので、ご利用下さい。

静岡市介護保険課事業者指導第2係 電話 053-221-1377

静岡県中部健康福祉センター 電話 054-644-9267

静岡県国民健康保険団体連合会 電話 054-253-5590

9 その他の重要事項

次に記載する事項に該当する場合は、当事業所にご連絡ください。

ご連絡がない場合は、あなたが費用の全額を立て替えしなければならなくなり、その経費があなたに支払われるまでに相当の日時が必要となります。

- (1) 要介護認定の申請をした場合（新規の認定申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更など）
- (2) サービス期間中に被保険者証の記載内容に変更があった場合
- (3) 生活保護・公費負担医療の受給資格を取得又は喪失した場合
- (4) 各種の減免に関する決定があったとき、或いは決定の廃止・変更等があった場合
- (5) 居宅サービス計画以外のサービスを受けた場合又は異なるサービスを受けた場合

この重要事項説明書は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 8 月 6 日一部改定する。

令和元年 10 月 1 日一部改定する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改定する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改定する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改定する。

令和 6 年 4 月 1 日一部改定する。

居宅介護支援重要事項説明書について

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明、交付いたしました。

事業者

所在地 〒424-0842

静岡市清水区春日一丁目 2 番 12 号 春日マンション 1 階

指定居宅介護支援事業所 訪問看護 S/T 清水 印

(説明者) 氏名 川原 有見子 印 (管理者) 川原 有見子 印

私（利用者）は、事業者から居宅介護支援に関する重要事項について説明、交付を受けました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

利用者代理人住所 _____

利用者代理人氏名 _____ 印